# ○厚生労働省令第六十九号

介護保険 0 国庫 負担金の 算定等に関する政令(平成十年政令第四百十三号)第一条の二第二項及び第三項

並び に第 条 の三第三 項 及び第四 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定に基づき、 介護保険  $\mathcal{O}$ 調整 交付金等  $\bigcirc$ 交付額 の算定に関する省令

及び介護保険 法第百二十二条 の 二 第二項に規定する交付 金の額の算定に関する省令の一 部を改正する省令を

次のように定める。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

介護保証 険  $\mathcal{O}$ 調整 交付 金等の交付額 の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二 一項に 規定

する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令

介護保険  $\mathcal{O}$ 調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正)

第一 条 介護 保険 0) 調整交付金等の交付額の算定に関する省令 (平成十二年厚生省令第二十六号) (T) 部を

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

て賦課した保険料の総額の四分の一に相当する額と当該年度に災害等により減免の措置を採った保険料の額が、前年度におい一 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に第七条 特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。(特別調整交付金の額)	課した保険料の総額の二分の一に相当する額と当該年度におい等により減免の措置を採った保険料の額が、前年度において賦一 前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に災害第七条 特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。(特別調整交付金の額)
2 (略) イ〜ヲ (略) ガける次に掲げる予防給付に要した費用の額 おける次に掲げる予防給付に要した費用の額 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間にリ〜ワ (略)	2 (略) 2 (略) 四 前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間におけ ヌ〜カ (略)
(新設) (新設) イ〜チ (略) イ〜チ (略) 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に イ〜ニ (略)	。/ リ 施設介護サービス費の支給(第一号ニに掲げるものを除くイ〜チ (略) 石次に掲げる介護給付に要した費用の額 三 前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間におけイ〜ニ (略)
(調整基準標準給付費額) (調整基準標準給付費額)	九保前く九保前と整基 ・月る年本末次度る条準にののでは、 ・日にのでは、 ・日にのでは、 ・日にのでは、 ・一月のでは、 ・一日のでは、 ・一
改正前	改正後

た 額 賦  $\mathcal{O}$ 百 分 た 険 料 相  $\mathcal{O}$ 当 総 す る  $\mathcal{O}$ 二分 以 上 0 で あ に る 相 当 す る 額 を合算 Ĺ て 得

当該保険料の減免額の十分の八以内の額

用に係るものなは第二項又は知 する額 標 準給 する調 であ 第五 項の じた介護 前 分の三十に 六十条第一 災 年 る場 規 付 度 + 及 害 整基準 等に 費額 九 び 定 0 へは第五・ 設給付 十月 調整基準 0 条の二第二項 を除 適 よる法第五十条 (法第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第を除く。)の九十分の十に相当する額、調整基準第五十九条の二第一項若しくは第二項の規定の適 -標準 項、 一日 用に係るも 及 相 当する び -標準給: ·給付費額 第二項 予防給付 か ら当該年度 額  $\mathcal{O}$ 規 若 付費額  $\mathcal{O}$ のに限る。)の 合算 定の に要し しく 第一 ( 法 (法第 項、 額 適 第 は  $\mathcal{O}$ 元費用 の用に 、若しく 第三 九 第二 月三十 係るもれれ 項 分 分の三に相当する額以係るものに限る。)の四十九条の二第二項又の八十分の二十に相当 条 のの 項 0 額 規 若 日 定の が ま 可第の一 くは 適用 規定の 間 一条によっ に 項お < 規 り 又い

ŋ 又 に は じ 第 該 げ 六十条第 **汽害等に** 介 る数を乗じ 路台付 ょ 項、 及び る法第 7 第二項若しくは第五十条第一項、 得た額 予防給 付に要した + 分の 額額 規若 定の しくは第三 第 適用 四 条第 によ項

(解)

### 別表第一(第五条関係

| 補正係数  $D \times X + E \times Y + F \times Z$  | 後期高齢者加入割合  $A \times X + B \times Y + C \times Z$ 

れ 次に定めるとお こ の 表に におけ 'n る算定式中 とする。 次 に 掲 げ る記 号 0 意 義 は そ れ ぞ

A \rangle F (略)

Χ 九 月 付 該 +及 年 日 度 び ま 子 12 で 防 お 0 給 け る全て 間 付 0 0 請 額 0) 求 市 前 に 係 町 年 る 度 村 ŧ 0 に 0 九 係 月 る で あ + 前 期 7 高 日 当 カ 該 5 者 年 当 に ⋾該年度 · 度 係 0 る 九

> てお 1 て 賦 の課 百 L 分 た 0 険 料 相  $\mathcal{O}$ 当 総 す 額 Ź 0 額以 兀 分 上  $\mathcal{O}$ で あ に る 相 場 当 合 す る 額 を 合

|該保険料の減免額の十分の八以内の額

項又は 二第 項又は第 の適 相当する額 基準標準給 より生じた介護給 しくは第二 に規定する調 の七十二 いて、 以上 前 用に 年 項の規 第 第 度 である場合 に係るものな 分の三 五. 災 0 六十条第一 一項又は 次害等に 十九 一 月 及 付 費額 整基 び 定 十に 一 月 条の二第二項の 調 0 を第五 整 適 準 付 よる法第五十条第一 (法第四十九条の二第一項又は第五を除く。)の九十分の十に相当する 基準 標準 項、 用に係るものに限る。)の 及 から当該 相 .オ く。 十九 当する額 び 十給付 標準 第二 予防給付に要した費用 条の 費額 年度 項 給付費額 の九十分の十に相当の二第一項若しくは 規定の 発若しく 0 合算 (法  $\mathcal{O}$ 十二月 第四 項、 適 (法 額 は の用 第 百分の三に 第二  $\equiv$ 第 +兀 九 項 + 四十九条の二第二 は 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 項 第二 の 二 額 規 若しくは 日 に  $\mathcal{O}$ 定 ま が る額、 項第 十九条の 相 で 限る。 当 0 第三 適  $\mathcal{O}$ \_ 調規項整定若 す 用 第 間 条に る

内 ŋ 又 生じ の額 は 第六十条第一項、 害等に による法 付 及 び 第二項 第 予 防給付 五. + <sup>頃若しくは第</sup>一条第一項、 に要した費用 第三 第 項  $\mathcal{O}$ の項 規若 額 しくは 。 十 定の 適用 分 第三 八によ項

一 (略)

## 別表第一 (第五条関係)

| 補正係数  $\overline{D \times X + E \times Y + F \times Z}$  |  $\overline{A \times X + B \times Y + C \times Z}$  |

考 れ 次に定めるとお こ の 表 に お け る算定 ŋ とする。 式 中 次 に 掲 げ る記 号 0 意 義 は そ れ ぞ

A ~ F (略)

X 7 要 介護 る当 該 年 者 該 度 に 又 年 は 度 お 要 け 支援者 係 る 全て る全て 0) て あ 市 るも 市 町 町 村 村 0 に 0 係 総 係 る 数 る 前 0 前 期 割 期 高 合 高 を 齢 者 者  $\mathcal{O}$ で 総 前 期 あ 数 高 つ

高齢者の総数で除して得た額 お 末 いて同じ。 日 現在 におい を当該年度に て審査決定し おける全ての市町 ているも 0 に 限る。 町村に係る前 る。Y及びZ

Y た額 齢者に係る介護給付及び予防給付 ての市町 村に係る八 十五歳未満後期高 の額を当 ご齢者の 該

ての市町 者 当 当該年度における全ての市町村に係る八 該年 に係る介護給付及び予防給付 -度に 村に係る八十五歳以上後期高齢者の おける全ての市 町 村に 0) 額 係 を当 る八 十五 該 + の総数で除して得該年度における全 総数で除して得 年 五 中度における全一歳以上後期高

Z

た 額

区

分ごとの

分布

齢者に係る要介護 以状態 区 分ごとの分布 状 沢沢等 を 踏 ま えてて 補

Z Y 五歳未満後期高い齢者の総数に対す 齢者 五歳以上後期高 当該年度における全ての市町村に係る八十五歳以上後期高区分ごとの分布状汚等をよった。 区分ごとの分布状況等を踏まえて補正して算定した割合の総数の割合を、八十五歳未満後期高齢者に係る要介護状 0 総 の総数に対する当該年 数の 割 合を、 齢 .齢者であって要介護者又は要支援 状況等を踏まえて補正して算定した割合 者 こであ 十五歳以上後期高 って要介護者又は要支援者 - 度に係る全ての 齢 市 者に係る要介護 町 村に 者であるも に係る八 であるも 状

して算定した割合 当該年度における全ての 市 町 村に係る八 十 五 歳 未 満 後 期 正

(介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部改正)

介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令(平成二十七年厚生

労働省令第五十八号)の一部を次の表のように改正する。

第二条

- 5 -

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

事業費額) (調整 ) (調整 ) (調整 ) (調整 ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	) (調整基準標準事業費改 正 後
(大) 子子 こ 曷 げ ろ 頁 ) 子   育 三 本 (調 車)	の各号に掲げる頂の合「存三条」が糸の間を基準票準事業費額) (調整基準標準事業費額) 改 正 並改 正 並
帝 第 〔 調 整	前条の調整基準標準事業費類整基準標準事業費額) 改 正
1E.	条の調整基準標準事業費額準標準事業費額) 改正 並 正 並

十二月 五に を 条係 前 いの る 年 う四十 次 末 度 日 十にの 現在に以下同 五掲 九 下同じ。)に要した費用の額で第一項に規定する介護予防・日常生活支援総月十一日から当該年度の九月十 お 11 て 審 査 決定 L  $\mathcal{T}$ 11 ・援日総 る額 で で あ 常 ŧ + 合事  $\mathcal{O}$ 日 の額当 生 て当該年度の生活支援総合東 業 の法間 第 0 百 請 の事十求

次に 前 5 年 ハ 千度の十月 (略) 掲げる介護 一 日 予 防 か 5 日 当 I常生活. 該 年 度 支援総合事  $\mathcal{O}$ 九 月三 + ·業 に 日 まで 更し 0 た 間 費用 に お のけ

5 ホ

七 条介 介 護 予 の防日 • 日 生活支援総合事業 常生活支援 総 合 事特 業別 特 調 別整 調交 整 付 交 金 付の 金 0 額

次に 前掲 年げ る 額 合算 額 とする。

る 弱 に 九 項 に より 及 以お び 度 上 11 、 て 同 一般 一角の 一十五夕 一角の 一十五夕 第減の で あ ľ る る場合 当該利用料じ。)の額が、利用十五条の四十七第八の措置を採った利用の措置を採った利用 から当 料用八用度の料項料の 減のの(九免総利法月 額額用第  $\equiv$ のの料百十 十百を十日 - 分の八以-- 五条の四-- 五条の四-- 1までの間 内の当 下十に五災 額すの第害

五項の 見 三十六号) 撃 前 年 度 0) 第に に + 第百四十条の六十三の二第三による介護保険法施行規則十月一日から当該年度の九日 により 読 4 替 え て適 用 す る場 三項平 月 合 Ξ 成十日 を含 日 条第 む ま 年 で 四厚 以 0) 下この 項 生 間 及 省令お び 号第第い

> げ る 額 0 合

五第一項がる介 在下同 項に規 いて審査決定・、 に要した費用の額のに規定する介護予防・日常生活支援が護予防・ じ。)に要した費用 お 日 るも ・援月日総十 額 であ 常 合日  $\mathcal{O}$ 0 生 事ま  $\mathcal{O}$ て当 て当該での間 年総第の

おける次に 用  $\mathcal{O}$ | (略) | (略) に 0 掲 げる介護 一 日 か 予防 5 当該年度の • 日常生活 + ...支援 二月 総合事 三 + 業に 日 まで 要  $\mathcal{O}$ た間 費に

1 ホ 額

**介** 護予 防 常 活 支援 **返総合事** 業 特別

次に 七 額予・日 日 生 生活 とする。 支援 16総合事 業 特 調 別整 調交 整付 交 金 付の 金 0) 額 は

は

第

次に掲げる額の合 がに掲げる額の合 が実力項及び第百十二 が表力である。 ではより減免の がある。  $\mathcal{O}$ る場合 当該利用料の減じ。)の額が、利用料のの措置を採った利用料のの措置を採った利用料のの措置を採った利用料のの措置を採った利用料の目から当該年度の十二月 減のの(免総利法 月 額額 用第 + のの料百 十百を十 日 一分の八三 11 五ま う。 条 で のの 以に以四間 内相下十に

び い前額 第 第 て、 三十 五. 項 度 -六号) 災害等 (の一月 0) 害等 規 定 月 第に に ょ 百 ょ 日 四る十分 ŋ カュ 読 5 条の保 当 み 替 該 の六十三の二第三保険法施行規則 えて適 用 す る 場合 三項平 + を含 成 同 +日 条第 ま 年 で 四厚  $\mathcal{O}$ 下 項生 間 及省に

る。 令 た合  $\mathcal{O}$ 費に 三る 第 額事 百額限同 の業 の額 (る令等 以の四 十に 分 要 第 0) 項 八 た るの六第八十 以 費  $\mathcal{O}$ 適場 内 用  $\mathcal{O}$ の用合 額 に 相二及二十三 ょ 当 に り該 第 五第二 にのイナのイの用相二及分二及額に 災 す 兀 生 条 じ 害 る項 額の号当第びの第びが 第 た等 介にの規イす四第十四 号 護 ょ 合定にる項 算の掲額の号相 予 る に 掲 防同額適げ及規イ び定にす げ 令の用 る る 日 第百に も調の掲 数 常 百分係の整適げ るに基用るも を  $\mathcal{O}$ 兀 三に 乗 +活

支援 じ

7

条

の相に

用

業る令

除

< 条 同

 $- \mathcal{O}$ 

号 九

も第

を四額

十

 $\mathcal{O}$ 条 L 規

六

十三

に項

る

調 規

整 定  $\mathcal{O}$ 

り標係の

得総六当限同事も限準適限基

準るに基

及 号

当びイ

第

五.

 $\mathcal{O}$ 

第

묽

費

(第三条

百額の百

準に、標支お事係同準援い

事

7

 $\mathcal{O}$ 要

定

ょ

ŋ

じ

介

条た

す防

H

常

にに

もる

額項げ定予

る

のに整

掲 規 護

費の

用 滴

合同

に

` 準 る に 基 の に 整 援の相に 六当限同事も限準 適 限 令業のり標用に第一次に 十三 する令 り準 合 活に 事 支お  $\smile$ 業の額 百額限同 事係同 準 1 る 第 以の四 業る令 事 7 (第三条の 七十条の条の 上であ分のの 第 第費 も第 要 合同 ľ 百額の百 L 事 項 た を四額 ( 第 費 の六第八十 除 + に  $\mathcal{O}$ る <u>`</u> 三条 場 用 適 条 同 要  $\mathcal{O}$ の用合  $\mathcal{O}$ 条 規 L  $\smile$ の六 六 額 第 第 定 に 二及び十 十三 より 十三 0 当 相  $- \mathcal{O}$ 費  $\mathcal{O}$ 号 九 当 + 該 뭉 用 災 生 にのイナのイの用 分 ľ 害 及額に  $\mathcal{O}$ 八た等額の号以介にの規イ びが す四第十四 第 V) 合定にる項 内 護 ょ に項 生 予 る 算の掲額の号相  $\mathcal{O}$ 及 号 じ 当びイ 額防同額適げ及規イ た 令の用 る び定にす 第 にに 介 日 第百に ŧ の掲る 五掲規護 調 常 適げ 額項げ定予 百分係の整 るに基用る 生 兀  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る す 活十三 も限準にも調規もる • 支条にのり標係の整定の調

略

三

### 附 則

#### 施 行 期日

第 条 この 省令は、 令和三. 年 应 月 日 か 5 施 行

する。

(令: 和 三年 度 カン 。 ら 令 和 五. 年 度ま で  $\mathcal{O}$ 各 年 度 に お け る普 通 調 整 交付 金  $\mathcal{O}$ 額 0 算 定 0 特 例

第二条 令和 三年度か ら令和 五年度までの各年度に お ける第一 条 の規 定 に よる改 Ē 後 の介護保険  $\mathcal{O}$ 調 整交付

か 一標準

第二条

に

規定する普

通

調

整

交付

金

 $\mathcal{O}$ 

額

は

同

条

O

規

定

に

か

わ

らず、

当

該

市

町

村

 $\mathcal{O}$ 

調

整

基

進

給

付

費額

金 等

の交付

額の算定に関する省令

(次条並

びに

附

則

第

五.

条及び第七条にお

*(* )

て

「新算・

定省令」

とい

う。

に . 当 該 市 町 村  $\mathcal{O}$ 普 通 調 整 交付 金 交付 割 合を乗り U て 得 た額 か 5 当 該 市 町 村  $\mathcal{O}$ 介 護 給 付 等 **介** 護 保 険 法 平 成

九 年 法律第百二十三号) 第二十条に規定する介護給付等 をいう。 附則第七条に お 1 て 同じ。 に 要 なする費

用  $\mathcal{O}$ 適正 化 に関する取組 (同法第百二十二条 の三第 項に規定する介護給付等に要す る費用 0 適 正 化 に関

する 取 組 を v, う。 附 ]則第: 七条第二号に お 1 、 て 同 ľ の状 況 を勘 案し た額を控 除 L た額に 調 整率 を乗じて

得た額 とす Ź

(令和三年度に お ける調整基準 標準給付費額及び特別調整交付金の 額  $\mathcal{O}$ 算定 0 特例)

項  $\mathcal{O}$ 規 定 令和三年度における新算定省令第三条第一項に規定する調整基準標準給付費額の算定につい  $\mathcal{O}$ 滴 用 に つ 7 7 は、 同 項第一号及び第二号中 「九月十一日」 とあ る  $\mathcal{O}$ は 「十二月十一 日 ての 同 同

項 第 三号及 び 第四号中 一十月一 日 と あ るの は \_ \_ 月 日」とする。

2  $\mathcal{O}$ 用 総 令 に つい 額 和 三年 の二分の一」 7 度に は 同条第一号中 お け ·る新算 とある のは 定省令第七 「十月一日」 「前年 - 度にお 条に規定す とあるのは いて賦 る特 課 L  $\overline{\phantom{a}}$ 別 た保険料の総 調 月一 整 交付 日」と、 金  $\mathcal{O}$ 額 額 の算定 の四分の一」 「前 年 一度に に つい お と、 *\*\ 7 7 0) 賦 同 同 課 条第二号中 条  $\bigcirc$ L た 規 保 定 険  $\mathcal{O}$ 料 適

第四 条 令 和 年 度 に お け る 第 条  $\mathcal{O}$ 規 定によ る改 正 後 の介護 保険法第百二十二条の二第二 項 べに規・ 定 する交

+

月

日

とあ

る

のは

月 一

日」とする。

付 金  $\mathcal{O}$ 額 0 算定に関する省令 (次項及び 附則第六 条にお 7 て 「新総合事業算定省令」 という。) 第三条に

日 規定する とあ 調 る 整基準 0) は 「十二月十一日」 標準 事 事業費額  $\mathcal{O}$ と 算定に 同 つい 条第二号中 ての 同 条 十月一 の規 定の適用については、 日 とあ るのは \_ 月 同条第一 日 号 中 とする。 九 月十一

2 付 令 金  $\mathcal{O}$ 和 三年 額  $\mathcal{O}$ 算定に 度 に お つ け る新 7 て  $\mathcal{O}$ 総 同 合事 条の 業算定式 規定 0 省 適用 骨第. に 七 つい 条 に ては、 規定する介護 同条第一号及び第二号中 予 防 日 常 生 活支援 「十月一 総 合事 日 業 特 とあっ 別 調 るの 整 交

は、「一月一日」とする。

令 和三年 -度からな 令 和 五. 年 度までの各年度に おけ る後期高 齢 者加 入割合補 正 一係数の 算 定  $\mathcal{O}$ 特 例

第五 条 令 和  $\equiv$ 年 度 か 5 令 和 五. 年 度ま で 0) 各 年 度に お け る 新 算 定省令 · 第 四 条第 号の 後 期 高 齢 者 加 入 割 合補

正 係 数 は、 新算定省 令第 五. 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に カン か わ 5 ず、 第 条  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ る改 正 前  $\mathcal{O}$ 介 護 保 険  $\mathcal{O}$ 調 整 交 付 金

 $\mathcal{O}$ 交付日 額 の算定に関する省令 (以下この条及び次条にお 7 7 「旧算定省令」という。 別 表第 に 掲 げる

算式により算定した数と新算定省令別 表第一 に掲げる算式により算定した数とを合算して得た数に二分

一を乗じて得た数とする。

第六条 令 和 年 · 度 か ら令 和 五. 年 度ま で  $\mathcal{O}$ 各年 度に お け る 新 総 合 事 業算 定省 1令第四 条第 二号  $\mathcal{O}$ 後期 高 齢 者 加

入 割合補 正 一係数は、 新総合事業算定省令第五条  $\mathcal{O}$ 規定に、 か か わらず、 旧算定省令別表第一 に 掲 げ る算式 に

より算定し た数と新算定省令別 表第 一に掲げる算式により算定した数とを合算して得た数に二分の を乗

じて得た数とする。

( 令 和 三年 度 か 5 令 和 五. 年 度ま で 0 各 年 度に お け る調 整 率  $\mathcal{O}$ 算定  $\mathcal{O}$ 特 例

第七条 令和三年度か 2ら令和| 五年度まで の各年度に おける新算定省令第八条に規定する調整率 は、 同 『条の規

定にかかわらず、 第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数とする。

当該年度分として交付する調整交付 金の 総額 から当該年度におい て 各市 町村に対して交付する特別調

整交付金の総額を控除して得た額

当 該. 年 度に、 お け る各・ 市 町 村 に係る新算定省令第三条に規定する 調 整基準 標 準 給 付 費額に新算定省令第

四条に規定する普通 調整交付金交付割合を乗じて得た額から当該 市 町村 の介護給付等に要する費用の適

正 化に関する取 組  $\mathcal{O}$ 状況を勘案した額を控除 して得た額の合算額